

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第45号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条医療衛生推進室の款医務衛生課の項第4号及び医療衛生センターの項第1号中「旅館業法」の右に「、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例」を加え、「及び化製場等に関する法律」を「、化製場等に関する法律、住宅宿泊事業法及び京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)